

## 総合教育会議の設置・運営方法について（案）

### 1 概要

平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、総合教育会議の設置が地方公共団体の長（市長）に求められることになった。（事務局機能は、教育委員会への補助執行。）

#### 目的・期待される効果

- 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確となるとともに、首長が公の場で教育施策について議論することが可能となった。
- 首長と教育委員会が協議・調整をすることにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となった。

### 2 総合教育会議での協議・調整事項

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 3 組織

構成員 { 市長（1）  
教育長（1）  
教育委員（4）計6名

※意見聴取のため、学識経験者等を参加させることができる

**事務局** 教育部長、教育部次長、教育政策課長、学校教育課長、教育政策課職員  
※案件により他課の職員

### 4 運営内容

- (1) 進行：進行は議長となる市長が行い、提出事項の説明は事務局が行う。
- (2) 開催回数（原則、年4回）と予定される協議内容

第1回 5月14日（木） ■会議の運営方法について ■大綱の策定について  
■豊橋市教育振興基本計画中間改訂の策定方法について 他

第2回 7月29日（水） ■大綱の策定について  
■教育振興基本計画の中間改訂について ■個別案件の協議 他

第3回 10月 ■大綱の策定について ■教育振興基本計画の中間改訂について  
■個別案件の協議 ■教育予算について 他

第4回 1月 ■大綱の策定について ■教育振興基本計画の中間改訂について  
■個別案件の協議 他

#### 【個別案件協議について】

毎回、例えば「学力・体力向上について」、「ICT教育について」、「人口減少化時代における学校の統廃合について」「小中一貫教育について」など、事前にテーマを設定し、意見交換を行う。

- (3) 会場：豊橋市役所西館7階 第一会議室（傍聴が可能な会議室をその都度確保）
- (4) 会議の公開：会議は原則公開で行う。傍聴は、会議室の大きさにもよるが、毎回10人程度で当日の先着順とする。（教育委員会定例会と同じ手続き）
- (5) 会議の周知方法：告示、報道発表、ホームページ

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日改正施行）

（総合教育会議）

**第一条の四** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

地方自治法

〔事務の委任又は補助執行〕

**第一百八十条の二** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。